

目的 オでに見た岡山・鳥取・金沢・熊本・徳島の各藩に続いて、今回は盛岡藩における衣服規制の概要を考察した。

方法 「藩法集 9 盛岡藩上、同下」に収載されている衣服規制法令（江戸詰・年中行事等は省く）を取り上げた。

結果 (1) 衣服規制法令は、これまでの諸藩におけると同様に儉約令としての性格が強く、又、階級・階層の維持確立を目的としていることが明瞭であった。(2) 法令の公布頻度は藩政前期よりも後期、特に宝暦・寛政・文政年間に多く、とりわけ違反者に対する制裁規程が目立っていた。この傾向は、これらの時期がいずれも盛岡藩政における四大飢饉に見舞われた時期にあつたため、衣服規制による節儉推進の施策がとられたことによるものであろう。(3) 規制内容としては以下の二点が特色づけられた。

ア. 四民の中心的衣服材料は、高知の面々が冬衣に絨、夏衣に絹、一般の士が絹、下層の士が取交木綿・布。百姓が木綿・布、町人が木綿であった。これらの衣服材料のうち、絹と絨の需要は養蚕奨励による藩内生産で充足するよう努めたが、木綿は地理的に生産困難なため取交木綿の使用を余義なくされていた。イ. 階級・綿子・綸子等のいわゆる高級絹織物の着用、櫛・髻飾・笄等の通飾の品の使用を禁ずる規制は見られず、服装の花美・華麗さも見られなかった。しかし、男子髪型の江戸風好みの流行を戒めた規制は注目された。ウ. 高録の士の雪合羽着用、百姓の三重かむりの禁止はこれまでの諸藩では見られなかったもので興味深かった。